

◆◆◆目次◆◆◆

1. 「無料なんでも相談会」の開催について
2. ワーク・ライフ・バランスの専門講師を派遣します
3. ワーク・ライフ・バランス推進企業を募集しています

★★

1. 「無料なんでも相談会」の開催について

不動産や相続、税金、保障、労働問題などについて、弁護士・税理士・司法書士による無料相談会を開催します。

どなたでも参加できますので、参加を希望される方は、下記のとおりご連絡ください。

- ◆期 日 平成30年2月10日(土)
- ◆時 間 9:00~12:00
- ◆会 場 飛騨地区労働者福祉会館(高山市名田町5-95-4)
- ◆定 員 弁護士による法律相談は6名
- ◆申 込 事前にTEL(2月5日(月)午前9時から受付開始)
- ◆費 用 無料
- ◆申込先 労働者福祉協議会飛騨支部 TEL:0577-57-7211

★★

2. ワーク・ライフ・バランスの専門講師を派遣します

昨今、経営戦略の重要な柱として、ワーク・ライフ・バランスが注目されています。

ワーク・ライフ・バランスの実現のための働き方の見直しは、

- ◎業務効率、生産性の向上
- ◎人材獲得による競争力の強化
- ◎従業員の健康で豊かな生活 などの実現につながります。

市では企業などが行う研修会へ、ワーク・ライフ・バランスの専門講師を派遣していますので、是非ご活用ください。

「ワーク・ライフ・バランスとは？」

「生産性向上のためにワーク・ライフ・バランスを学びたい！」

「実際の好事例が知りたい」など、研修のテーマや内容はお気軽にご相談ください。

※講師派遣は無料です。講師料・旅費は市が負担します

詳しくは、以下のURLよりご確認ください。

<http://www.city.takayama.lg.jp/kurashi/1000025/1000133/1004119.html>

◆担当部署 高山市協働推進課

◆お申込み・お問い合わせ 高山市協働推進課 TEL：0577-35-3412

★★

3. ワーク・ライフ・バランス推進企業を募集しています

岐阜県では、従業員の「仕事と家庭の両立支援」に取り組む県内の企業等を「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業」として登録します。

県内に本社または事業所を有する企業・団体様であれば、どなたでもご登録いただくことができます。

○登録するとこんなメリットがあります

- ・県内の金融機関で「金利優遇」が受けられます。
- ・県中小企業資金融資制度の「子育て支援資金」のが年利 1.3%で利用できます。
- ・ジンサポ！ぎふで、「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業」として求人を出すことができます。
- ・企業イメージの向上につながります。

◆登録・問い合わせ先 岐阜県 子ども・女性局 女性の活躍推進課

TEL：058-272-8236

◆登録方法

「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録届出書」を FAX または郵送

◆岐阜県のワーク・ライフ・バランスに関する情報は、以下の URL から

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/kekkon/work-life-balance/c11234/kosodate-shien.html>

★★

***** メールマガジンの配信中止・アドレス変更 *****

配信中止・アドレス変更を希望される場合は、下記の要領でメールにてご連絡ください。

タイトル：【メールマガジン配信中止】又は

【メールマガジン配信先 アドレス変更】

本文：事業所・団体名、氏名

アドレスを変更する場合は、新・旧アドレス

送信先：rousei555@city.takayama.lg.jp までご連絡ください。